

研修ツールの全体像

初任者が制度の概要を学ぶ研修

国民年金の基本的な制度知識を学ぶ研修

業務支援ツールの掲載内容を学ぶ研修

業務支援ツールを活用し基本的なケースの対応を学ぶ研修

1.基礎編(制度編)ダイジェスト版

4.基礎編(制度編)詳細版

2.実務編業務支援ツールの使い方

3.実務編ケーススタディー

適用
免除

基礎編(制度編)

実務編

加入
喪失
各種変更

免除
納付猶予

ダイジェスト
適用・免除
【1】

(詳細版)
被保険者
【15】

(詳細版)
資格の取得と
喪失
【16】

(詳細版)
被保険者期間
と届出
【17】

業務支援
ツールの使い方
加入・免除
【3】

(ケース)
退職したとき
【7】

(ケース)
失業特例
【8】

(ケース)
遡及免除
【9】

老齢基礎
年金

障害基礎
年金

遺族基礎
年金

寡婦年金
死亡一時金

未支給
年金

ダイジェスト
給付
【2】

(詳細版)
老齢基礎年金
(1)
【20】

(詳細版)
老齢基礎年金
(2)
【21】

業務支援
ツールの使い方
老齢基礎年金
【4】

(ケース)
ターンアラウ
ンド請求書
【10】

(詳細版)
障害基礎年金
(1)
【22】

(詳細版)
障害基礎年金
(2)
【23】

(詳細版)
障害基礎年金
(3)
【24】

業務支援
ツールの使い方
障害基礎年金
【5】

(ケース)
20歳前傷病
【11】

(ケース)
障害認定日請求
【12】

受付・点検事
務の手引き
【13】

(詳細版)
遺族基礎年金
(1)
【25】

(詳細版)
遺族基礎年金
(2)
【26】

業務支援
ツールの使い方
死亡に
係る給付
【6】

(ケース)
死亡者の
遺族が来訪
【14】

(詳細版)
独自給付
【27】

(詳細版)
生計維持
【29】

(詳細版)
時効・不服申
立て
【30】

(詳細版)
未支給年金
【28】

給付

5逐条解説テキスト(参考書)

【31】

【32】

【33】

【34】

【35】

【36】

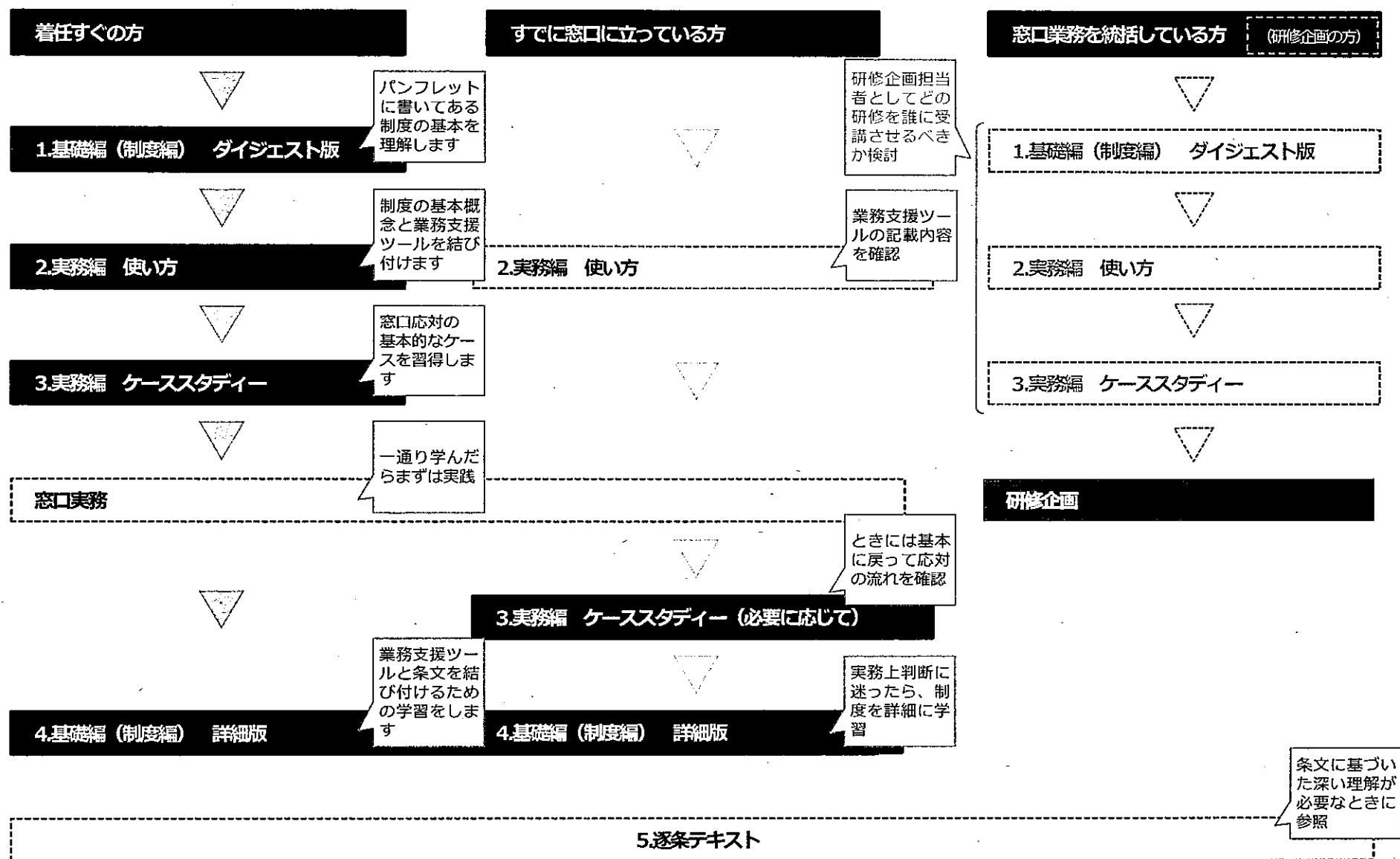
【37】

【38】

【39】

-1-

研修受講モデルの例



国民年金の給付の学習

給付の種類
給付の根拠条文
通則
各論

一般的に給付関係の理解は難しいと言われる

原則規定だけではなく例外規定が数多く設けられていることが挙げられる



「木を見て森を見ず」とならないように
このダイジェスト講義では原則規定を中心に説明

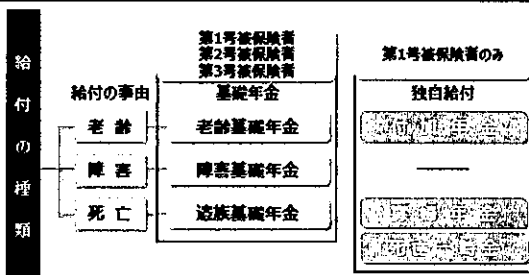
【国民年金の給付の学習】

では、国民年金の「給付の種類」、「給付の根拠条文」、「通則」、「各論」について学習を始めます。

一般的に給付関係の理解は難しいと言われる。

その主な理由として、国民年金法などの年金法には、原則規定だけではなく例外規定が数多く設けられていることが挙げられます。例外規定を理解することは重要ですが、「木を見て森を見ず」とならないように、このダイジェスト講義では原則規定を中心に説明します。なお、詳細については、基礎編講義で説明します。

給付の種類(法第15条等)



【給付の種類】

最初に、国民年金の給付の種類について見ていくことにしましょう。国民年金の給付には、第1号被保険者、第2号被保険者および第3号被保険者に共通するものとして基礎年金があります。この基礎年金には、給付の事由に応じて老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の3種類があります。

また、第1号被保険者の加入実績に基づく独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。この独自給付は、第2号被保険者または第3号被保険者の期間しか有していない者に対しては支給されません。基礎年金、付加年金および寡婦年金については「年金給付」または単に「年金」と呼ぶ

ことがあります。実務上は、給付の種類によって、請求者に記入いただく請求書や市町村職員が活用する業務支援ツールの種類も異なりますので、給付の種類は、全て覚える必要があります。

給付の根拠条文①(支給要件)

給付の種類	支給要件(受給要件)	年金額
老齢基礎年金	法第26条など	法第27条
障害基礎年金	法第30条など	法第33条、法第33条の2
遺族基礎年金	法第37条、法第37条の2	法第38条、法第39条、法第39条の2
付加年金	法第43条	法第44条
寡婦年金	法第49条	法第50条
死亡一時金	法第52条の2、法第52条の3	法第52条の4

【給付の根拠条文(支給要件)】

給付の種類を特定したら、次のステップとして、スライドのとおり、給付を基礎付ける条文を特定します。特に重要なのは、支給要件に関する条文です。なお、この支給要件は、請求者の視点や実務上の観点からは受給要件とも呼ばれますが、基礎編の講義では支給要件として説明を進めます。

給付の根拠条文②(年金額)

給付の種類	支給要件(受給要件)	年金額
老齢基礎年金	法第26条など	法第27条
障害基礎年金	法第30条など	法第33条、法第33条の2
遺族基礎年金	法第37条、法第37条の2	法第38条、法第39条、法第39条の2
付加年金	法第43条	法第44条
寡婦年金	法第49条	法第50条
死亡一時金	法第52条の2、法第52条の3	法第52条の4

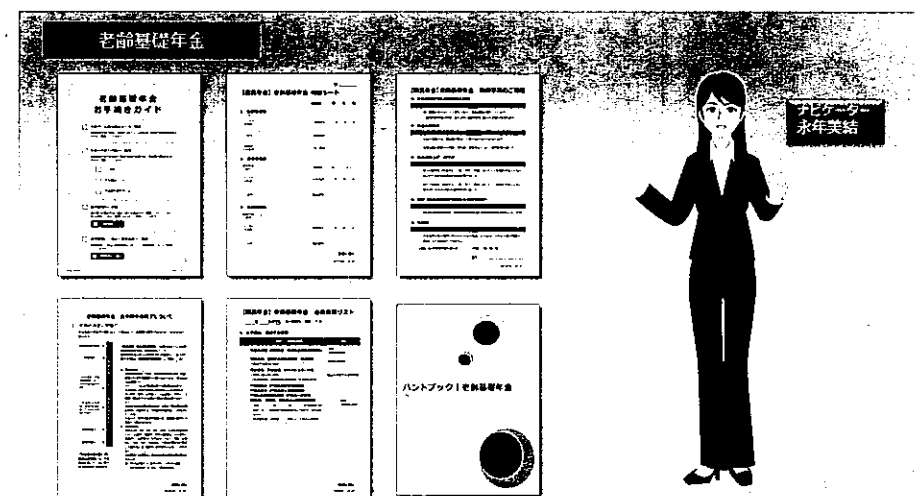
支給要件を満たしたならば、次に、具体的な年金額の計算方法が問題となります。

国民年金法には、被保険者記録、配偶者の有無、子の人数、障害の程度などにより年金額の算出方法が異なることが規定されています。

給付の根拠条文へ当てはめる事実を確認するために、何の書類を確認するのかを常に意識することが業務習熟の近道となります。この判断のプロセスは実務編で学ぶ内容となります。また、業務支援ツールには、皆様が極力条文を調べなくて済むように、よく使う支給要件や年金額の計算方法が盛り込まれています。

老齢基礎年金 業務支援ツールの使い方

チャプタータイトル ♪～

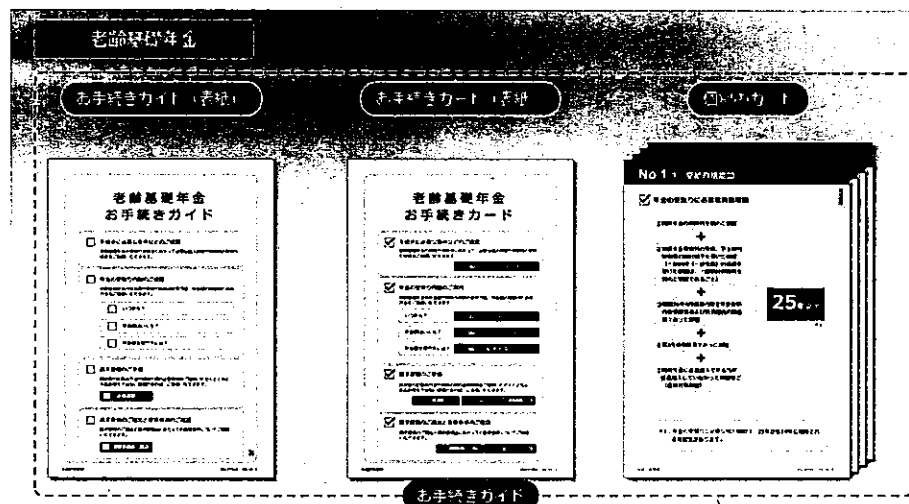


MC:

これから、「老齢基礎年金業務支援ツール」についてご説明します。老齢基礎年金の業務支援ツールは、

メインツールとして使用する「お手続きガイド」、
相談時に使用する「相談シート」、
年金請求書の受理時にお渡しする「説明事項のご確認」および「お手続きの完了について」、
次回までにご用意いただく持ち物を案内する「必要書類リスト」、
資料集としての「ハンドブック」

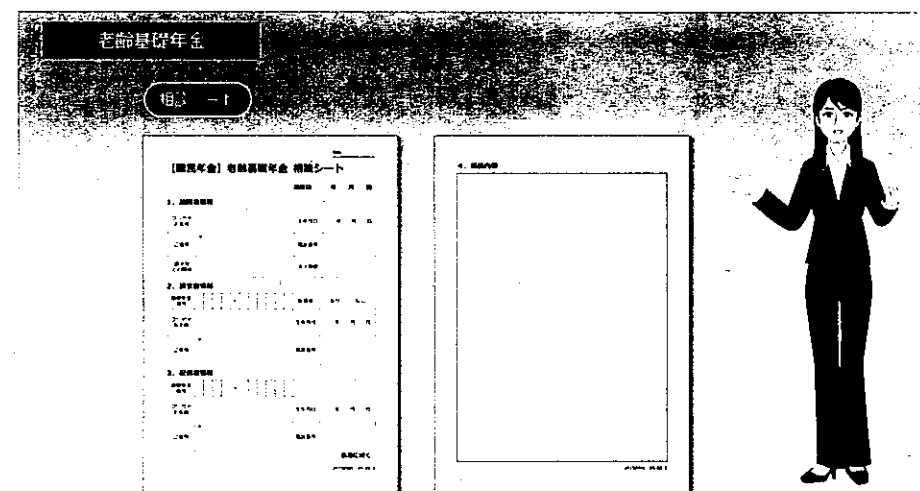
によって構成されています。これらのツールについて順番に確認していきましょう。



MC：(お手続きガイド)

お手続きガイドは、老齢基礎年金の業務内容全体を示した「お手続きガイド（表紙）」、それぞれの業務内容に対応するお手続きカードのNo.がわかる「お手続きカード（表紙）」、具体的な制度の内容や必要な手続きについて記載された「個別のカード」で構成されています。また、お手続きガイドの後半には必要書類の一覧や記載例、参考資料等が掲載されています。

それぞれのカードは、被保険者・受給者のニーズにあわせて個別に提示し案内することを想定して作成しています。お手続きガイドの具体的な中身については、後ほどご説明します。



MC：(相談シート)

「相談シート」は、老齢基礎年金に関する相談の際に、訪問者、請求者、および請求者の配偶者に関して必要な情報を書き取るために使用します。個人情報に加えて、相談内容を自由に記述できる欄を大きく設けてありますので、資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料納付済期間や免除期間、繰上げや繰下げの希望などについて忘れないようにメモしてください。

年金の受取り見込額を案内するための計算シートや、繰上げ繰下げの注意点を1つ1つ確認しながら説明するためのチェックリストなども掲載してありますので、必要に応じて活用してください。

【以下、省略】

老齢基礎年金

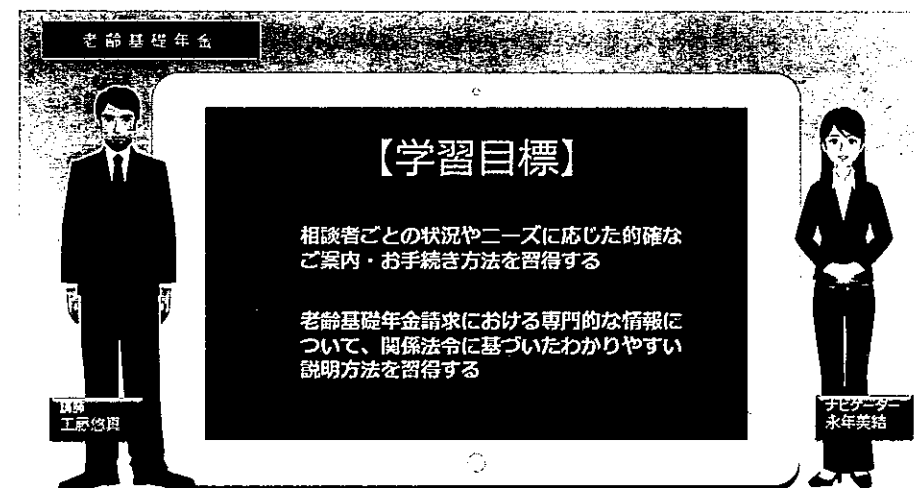
ケーススタディー

『老齢基礎年金の相談』

(ターンアラウンド用請求書を持参された場合)

このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

チャプタータイトル ♪～



講師：

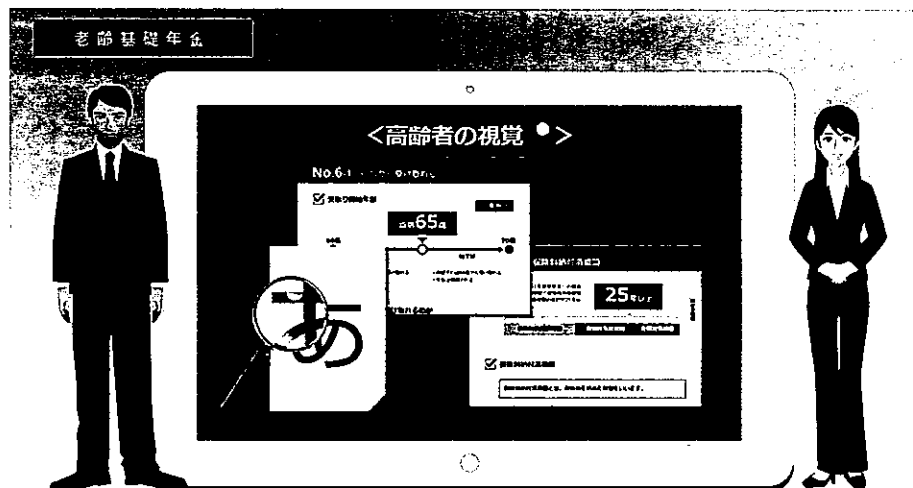
日本年金機構では、老齢年金の受給権が発生する方に対し、支給開始年齢に到達する3か月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所および年金加入記録をあらかじめ印字した年金請求書（ターンアラウンド用）を送付しています。

ここでは、老齢基礎年金について、来訪者がターンアラウンド用請求書を持参した場合の基本的な窓口対応の流れを確認しながら、相談者ごとの状況やニーズに応じたご案内・お手続き方法について学んでいただきます。

老齢基礎年金の相談では、「そもそも年金をもらえるのか?」という年金の受け取りに必要な資格期間の確認に始まり、「早く年金をもらう方法はないか?」、「年金額を増やすにはどのような方法があるのか?」などといった個々のニーズに応じた的確な対応が求められます。

特に、「いま繰上げ請求を行うべきか?」というような年金の権利に関わることについては、窓口の担当者は断定的な判断を下してはいけません。窓口担当者は、請求者のニーズを聞き取りしたうえで、そのニーズに最適な請求方法などを案内することによって、請求者が適切な判断を下すためのサポート役に徹する必要があります。

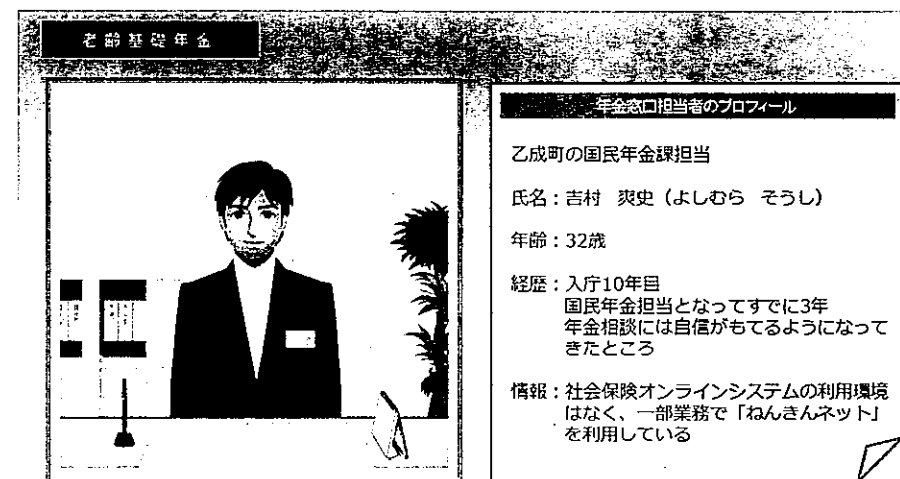
そのため、国民年金法等の関係法令に基づいて専門的な情報をできるだけわかりやすく説明することも重要なスキルとなりますので、このケーススタディーでしっかりと学習してください。



MC :

老齢基礎年金のケースを学習する前に、高齢者の視覚についてお話しします。一般的に視力は、40歳～50歳あたりから徐々に低下し、60歳を超えると急激に低下します。70歳代では、20歳代における最高の視力の2分の1にまで低下すると言われています。また、老人性白内障により、さらに視力が低下する方もいらっしゃいます。

老齢基礎年金の相談者は主に60歳以上の方ですので、このような相談者の状況を十分想定し、配慮する必要があります。「お手続きカード」などの業務支援ツールは、高齢者にも見やすいように文字の大きさや配色を工夫していますが、窓口でルーペや老眼鏡を用意しておくことさらによいでしょう。

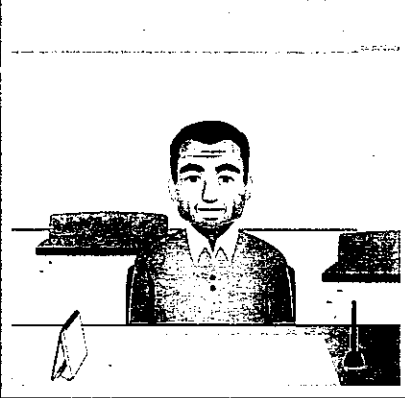


MC :

はじめに、このケーススタディーの登場人物である窓口担当者のプロフィールを紹介いたします。

吉村 爽史 (よしむら そうし)、32歳。乙成町 (おとなりまち) の国民年金課担当。入庁10年目。国民年金担当となつてすでに3年となり、年金相談にはかなり自信がもてるようになってきたところです。なお、この役所では、資格記録確認のために一部の業務で「ねんきんネット」を利用していますが、日々の窓口業務では活用していません。

老齢基礎年金



相談者の状況

以下の男性が窓口にて平成27年9月25日に来訪

氏名：井上 孝和

来訪目的：年金請求方法の詳細と、
受給できる年金額の確認

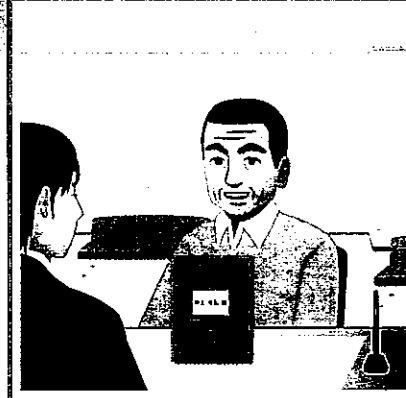


MC：

日本年金機構から緑の封筒が届いたということで、窓口に来訪者が来訪されました。受給方法と年金額などについて一通りの説明を聞きたいようです。

このような方が来訪したとき、あなたならどのようなアプローチをしますか？これから、具体的な対応の流れを見ていきましょう。

老齢基礎年金 窓口来訪目的の確認



こんにちは。
本日はどのようなご用件でお越しですか。

年金機構からこの封筒が届いたので、請求の方法とどのくらい年金がもらえるか聞きに来ました。

かしこまりました、内容を拝見してもよろしいですか？

はい。

吉村：

こんにちは。本日はどのようなご用件でお越しですか。

井上：

年金機構からこの封筒が届いたので、請求の方法とどのくらい年金がもらえるか聞きに来ました。

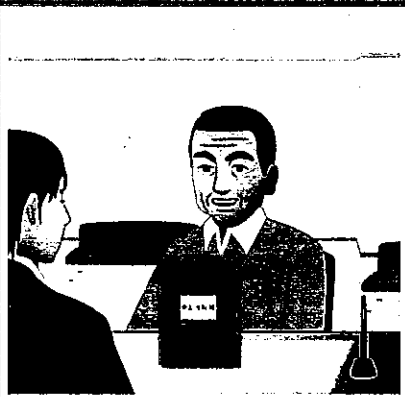
吉村：

かしこまりました、内容を拝見してもよろしいですか？

井上：

はい。

老 齢 基 礎 年 金 窓口来訪目的の確認



吉村：これは、日本年金機構からお客様へお送りしている老齢年金の請求書ですね。

井上：そうですか。

吉村：それでは、老齢基礎年金のご請求についてひと通り説明させていただきたいと思いますが、お時間はございますか。

井上：時間なら大丈夫です。

吉村：
これは、日本年金機構からお客様へお送りしている老齢年金の請求書ですね。

井上：
そうですか。

吉村：
それでは、老齢基礎年金のご請求についてひと通り説明させていただきたいと思いますが、お時間はございますか。

井上：
時間なら大丈夫です。

老 齢 基 礎 年 金 本人確認



吉村：それでは最初に、本人確認をさせていただきます。ご本人様でしたら、確認ができる免許証等をご提示ください。

井上：免許証は持ってないですが、住基カードを持ってきました。

吉村：ありがとうございます。

吉村：
それでは最初に、本人確認をさせていただきます。ご本人様でしたら、確認ができる免許証等をご提示ください。

井上：
免許証は持ってないですが、住基カードを持ってきました。

吉村：
ありがとうございます。

国民年金法 逐条解説テキスト

(平成 27 年 4 月 1 日現在施行法令準拠)



はじめに

本書は、国民年金法のうち、市町村の国民年金事務に関係の深い部分について、条文ごとにその趣旨や内容を解説したものです。また、国民年金の制度知識を学習する上で重要な関係法律、政令（国民年金法施行令）、省令（国民年金法施行規則）、通ちょう等を盛り込みました。基礎編（制度編）の講義動画のスライドには、講義内容に関連する条文の番号が記載されていますので、動画の視聴とあわせて本書を参照することで、学習の効果が高まります。なお、巻末の索引には、重要なキーワードについて、条文にかかわりの深いページや重点的に解説しているページを記載しています。

本書が、国民年金事務担当者の皆様の参考書として、国民年金制度の理解の一助となれば幸いです。

1 本書と基礎編（制度編）講義 ダイジェスト版との関係

国民年金法		本書の 掲載ページ	「基礎編 ダイジェスト版 (1) 適用・免除」と「本書の掲載ページ」	「基礎編 ダイジェスト版 (2) 給付」と「本書の掲載ページ」
総則 (第1条～第6条)		2～12	国民年金の給付の目的…2 市町村:法定受託事務…3	—
被保険者 (第7条～第14条の5)		16～56	国民年金の被保険者…16,22 被保険者の資格の取得の時期…35 被保険者の資格の喪失の時期…35 被保険者の種別の変更…41 国民年金の被保険者期間の 計算の原則…41 国民年金の届出…43 第3号被保険者の届出…43	—
給付	通則 (第15条～第25条)	60～89	—	給付の種類…60 受給権…61
	老齢基礎年金 (第26条～第29条)	92～136	—	老齢基礎年金の支給要件…92 老齢基礎年金の支給要件の特例 …95 老齢基礎年金の年金額…106 老齢基礎年金の繰上げ…129 老齢基礎年金の繰下げ…125
	障害基礎年金 (第30条～第36条の4)	138～178	—	障害基礎年金の支給要件の原則 …138 障害基礎年金の年金額…158,159
	遺族基礎年金 (第37条～第42条)	180～206	—	遺族基礎年金の支給要件 …180,185 遺族基礎年金の年金額…197,198
	付加年金 (第43条～第48条)	208～212	—	独自給付(付加年金) …208～212
	寡婦年金 (第49条～第52条)	213～216	—	独自給付(寡婦年金) …213～216
	死亡一時金 (第52条の2～第68条) ※本書では脱退一時金を含む	217～228	—	独自給付(死亡一時金) …217～223
	給付制限 (第69条～第73条)	230～233	—	—
国民年金事業の円滑な実施を 図るための措置(第74条)		236	—	—
積立金の運用 (第75条～第84条)		240	—	—

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 ダイジェスト版 (1) 適用・免除」と「本書の掲載ページ」	「基礎編 ダイジェスト版 (2) 給付」と「本書の掲載ページ」
費用 (第 85 条～第 100 条)	244～299	保険料の法定免除…260 保険料の申請免除…262,266 保険料の学生納付特例…271 保険料の若年者納付猶予…274 保険料の追納…286 保険料の時効と後納制度…289(後納)	—
不服申立て (第 101 条・第 101 条の 2)	302～306	—	—
雑則 (第 102 条～第 110 条)	310～346	保険料の時効と後納制度…310(時効)	—
罰則 (第 111 条～第 114 条)	350～357	—	—
国民年金基金及び国民年金基金連合会 (第 115 条～第 148 条)	省略	—	—

※第 108 条の 2、第 108 条の 3、第 111 条の 3、第 113 条の 3、第 113 条の 4 は省略

2 本書と基礎編（制度編）講義 適用・免除との関係

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 適用・免除」と「本書の掲載ページ」
被保険者 (第 7 条～第 14 条の 5)	16～56	【被保険者】強制加入被保険者の資格 ケース 1…16 【被保険者】強制加入の被保険者の適用対象者…16 【被保険者】第 1 号被保険者の要件…16 【被保険者】法第 7 条第 1 項第 1 号の住所…18 【被保険者】外国人の在留管理制度…19 【被保険者】第 2 号被保険者の要件…16 【被保険者】第 3 号被保険者の要件…17 【被保険者】被扶養配偶者の認定基準…21 【被保険者】任意加入被保険者…22 【被保険者】特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）…27 【資格の取得と喪失】強制加入被保険者の資格取得の時期 ケース 1…35 【資格の取得と喪失】第 1 号被保険者の資格取得の時期…35 【資格の取得と喪失】第 2 号被保険者・第 3 号被保険者の資格取得の時期…35 【資格の取得と喪失】被保険者の資格取得の時期のまとめ…36 【資格の取得と喪失】資格喪失の時期…35,36 【資格の取得と喪失】任意加入被保険者の資格取得日…24 【資格の取得と喪失】任意加入被保険者の資格喪失日…24 【資格の取得と喪失】特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失…31 【被保険者期間と届出】期間計算 ケース 1・ケース 2・資格喪失…41 【被保険者期間と届出】種別の変更があった場合の被保険者期間の計算方法 ケース 3…41 【被保険者期間と届出】種別変更の届出 ケース 4…43 【被保険者期間と届出】国民年金の被保険者の届出…43 【被保険者期間と届出】任意加入被保険者の届出 ケース 5…44 【被保険者期間と届出】第 3 号被保険者の届出 ケース 6…43 【被保険者期間と届出】第 3 号被保険者の届出の特例…49

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 適用・免除」と「本書の掲載ページ」
費用 (第 85 条～第 100 条)	244～299	【保険料・免除(1)】 国民年金の保険料…252 【保険料・免除(1)】 国民年金の保険料の納付義務…257,293 【保険料・免除(1)】 国民年金の保険料の納期限と滞納処分…277(納期限), 295(滞納処分) 【保険料・免除(1)】 国民年金の保険料の納付方法…278 【保険料・免除(1)】 基礎年金拠出金・国庫負担…291 (基礎年金拠出金), 244 (国庫負担) 【保険料・免除(2)】 法定免除 ケース 1…260 【保険料・免除(2)】 法定免除 ケース 2…260 【保険料・免除(2)】 申請免除 ケース 3…262(全額免除),266(一部免除) 【保険料・免除(2)】 国民年金保険料の免除等の所得額等の基準…263,268,269, 270,272,276 【保険料・免除(2)】 生活保護法による各種扶助…261 【保険料・免除(2)】 申請免除の承認基準における天災その他の事由 (特例免除) …263 【保険料・免除(2)】 若年者納付猶予制度 ケース 4…274 【保険料・免除(2)】 申請免除と若年者納付猶予の手続き…265,268,269,270,276 【保険料・免除(2)】 学生納付特例制度 ケース 5…271 【保険料・免除(2)】 学生納付特例の対象となる学校…273 【保険料・免除(2)】 申請免除等の承認期間…264,272 【保険料・免除(2)】 給付との関係…261,265,268,269,270,273,276 【保険料・免除(2)】 追納…286 【保険料・免除(2)】 後納…289
雑則 (第 102 条～第 110 条)	310～346	【被保険者期間と届出】 国民年金の被保険者の届出…320 【被保険者期間と届出】 第 3 号被保険者の届出 ケース 6…320

3 本書と基礎編（制度編）講義 給付との関係

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 給付」と「本書の掲載ページ」
総則 (第 1 条～第 6 条)	2～12	【老齢基礎年金(1)】 保険料納付済期間…8 【老齢基礎年金(1)】 保険料免除期間…8
通則 (第 15 条～第 25 条)	60～89	【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の受給権発生日と支給期間…65 【障害基礎年金(1)】 20 歳前傷病による障害基礎年金の受給権発生日と 支給期間 (支給開始の時期) …65 【遺族基礎年金(2)】 死亡の推定…68 【遺族基礎年金(2)】 失踪宣告…69 【独自給付】 国民年金法の給付…60 【未支給年金】 …70～72
給付 老齢基礎年金 (第 26 条～第 29 条)	92～136	【老齢基礎年金(1)】 老齢基礎年金の支給要件の原則…92 【老齢基礎年金(1)】 支給要件の根拠条文…92 【老齢基礎年金(1)】 支給要件のまとめ…94 【老齢基礎年金(1)】 老齢基礎年金の支給要件の特例…95 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間…96 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間① (海外在住の日本人) …99 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間② (被用者年金各法の老齢・退職給付、 障害給付、遺族給付の受給権者等) …99,100 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間③ (被用者年金制度の加入者の配偶者) …100 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間④ (学生) …100 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間⑤ (厚生年金保険の脱退手当金を受けた者) …96 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間⑥ (外国人または外国人であった者) …100 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間⑦ (任意加入未納期間) …101 【老齢基礎年金(1)】 合算対象期間⑧ (公平性の確保を目的とした合算対象期 間) …96 【老齢基礎年金(1)】 受給資格期間の短縮① (昭和 5 年 4 月 1 日以前に生ま れた者の特例) …103 【老齢基礎年金(1)】 受給資格期間の短縮② (被用者年金制度の加入期間の特 例) …103

国民年金法		本書の 掲載ページ	「基礎編 給付」と「本書の掲載ページ」
給付	老齢基礎年金 (第26条～第29条)	92～136	【老齢基礎年金(1)】 受給資格期間の短縮③（厚生年金保険の中高齢の特例）…104 【老齢基礎年金(1)】 厚生年金保険第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間の特例…105 【老齢基礎年金(2)】 老齢基礎年金の基本年金額…106 【老齢基礎年金(2)】 満額でない老齢基礎年金の年金額…107 【老齢基礎年金(2)】 加入可能月数…108 【老齢基礎年金(2)】 物価スライド特例措置による年金額・特例水準の解消…122 【老齢基礎年金(2)】 振替加算・振替加算の支給要件…133 【老齢基礎年金(2)】 振替加算が行われる時期・振替加算の額・振替加算の支給調整…134 【老齢基礎年金(2)】 老齢基礎年金の支給の繰上げ…129 【老齢基礎年金(2)】 繰上げ請求の減額率…130 【老齢基礎年金(2)】 繰上げの際の留意点…131 【老齢基礎年金(2)】 老齢基礎年金の支給の繰下げ…125 【老齢基礎年金(2)】 66歳に達した日後に他の年金給付の受給権が発生した場合…126 【老齢基礎年金(2)】 繰下げ支給の取扱いの見直し…127 【老齢基礎年金(2)】 繰下げ申出の加算額…126 【老齢基礎年金(2)】 失権…136
	障害基礎年金 (第30条～第36条の4)	138～178	【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の支給要件の原則…138 【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の初診日要件…139 【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の障害認定日要件…139 【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の保険料納付要件…140 【障害基礎年金(1)】 事後重症による障害基礎年金…144 【障害基礎年金(1)】 事後重症による障害基礎年金の根拠条文…144 【障害基礎年金(1)】 障害厚生年金等の受給権者の事後重症の特例…145 【障害基礎年金(1)】 事後重症の初診日についての経過措置…146 【障害基礎年金(1)】 20歳前傷病による障害基礎年金…148 【障害基礎年金(1)】 20歳前傷病による障害基礎年金（障害認定日要件）…148 【障害基礎年金(1)】 20歳前傷病による障害基礎年金（事後重症の場合）…149 【障害基礎年金(1)】 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）…146 【障害基礎年金(1)】 はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（支給要件）…146 【障害基礎年金(1)】 併合認定…156 【障害基礎年金(1)】 先発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定…157 【障害基礎年金(1)】 後発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定…157 【障害基礎年金(1)】 併合改定…162 【障害基礎年金(1)】 併合改定の要件…163 【障害基礎年金(2)】 障害基礎年金の基本年金額…158 【障害基礎年金(2)】 障害基礎年金の子の加算額…159 【障害基礎年金(2)】 増額改定…161 【障害基礎年金(2)】 減額改定…161 【障害基礎年金(2)】 障害の程度が変わった場合の年金額の改定…162 【障害基礎年金(2)】 厚生労働大臣の職権による改定…163 【障害基礎年金(2)】 障害の程度の増進による改定請求…163 【障害基礎年金(2)】 支給停止…167 【障害基礎年金(2)】 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止①～④…169 【障害基礎年金(2)】 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止⑤…172 【障害基礎年金(2)】 失権…165 【障害基礎年金(3)】 経過措置による障害基礎年金…151 【障害基礎年金(3)】 特例措置による障害基礎年金…153
	遺族基礎年金 (第37条～第42条)	180～206	【遺族基礎年金(1)】 遺族基礎年金の死亡者の要件…180 【遺族基礎年金(1)】 保険料納付要件の原則…181 【遺族基礎年金(1)】 保険料納付要件の経過措置…183 【遺族基礎年金(1)】 遺族の要件…185 【遺族基礎年金(2)】 遺族基礎年金の基本年金額…197 【遺族基礎年金(2)】 配偶者に支給する遺族基礎年金の額…198 【遺族基礎年金(2)】 子に支給する遺族基礎年金の額…200 【遺族基礎年金(2)】 配偶者に支給する遺族基礎年金の額の増額改定…198 【遺族基礎年金(2)】 配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定…198

国民年金法		本書の 掲載ページ	「基礎編 給付」と「本書の掲載ページ」
給付	遺族基礎年金 (第 37 条～第 42 条)	180～206	【遺族基礎年金(2)】子に支給する遺族基礎年金の額の改定…200 【遺族基礎年金(2)】失権・配偶者と子の共通の失権事由・配偶者の失権事由・子の失権事由…201 【遺族基礎年金(2)】支給停止…203 【遺族基礎年金(2)】配偶者の所在不明による支給停止…205 【遺族基礎年金(2)】子の所在不明による支給停止…206 【生計維持】…187～196
	付加年金 (第 43 条～第 48 条)	208～212	【独自給付】付加年金の支給要件と年金額…208(支給要件),209(年金額) 【独自給付】支給の繰上げ・繰下げとの関係について…211 【独自給付】支給停止と失権…212
	寡婦年金 (第 49 条～第 52 条)	213～216	【独自給付】死亡した夫の要件・妻の要件…213 【独自給付】寡婦年金の支給期間と年金額…214(支給期間),215(年金額) 【独自給付】支給停止と失権…216
	死亡一時金 (第 52 条の 2～第 68 条) ※本書では脱退一時金を含む	127～228	【独自給付】死亡一時金の支給要件…217 【独自給付】死亡一時金の不支給…218 【独自給付】遺族の範囲と順位…220 【独自給付】死亡一時金の額…221 【独自給付】支給の調整…223 【独自給付】脱退一時金の支給要件・脱退一時金の額…224
	給付制限 (第 69 条～第 73 条)	230～233	—
費用 (第 85 条～第 100 条)		244～299	【独自給付】付加保険料を納付できる者・付加保険料の額と納付…255
不服申立て (第 101 条・第 101 条の 2)		302～306	【時効・不服申立てほか】不服申立て…302 【時効・不服申立てほか】審査請求と再審査請求の請求期間…303,304 【時効・不服申立てほか】審査請求と再審査請求の手続き…303,304 【時効・不服申立てほか】再審査請求と訴訟との関係…305
雑則 (第 102 条～第 110 条)		310～346	【時効・不服申立てほか】国民年金法の消滅時効…310 【時効・不服申立てほか】基本権の消滅時効…311 【時効・不服申立てほか】支分権の消滅時効…311 【時効・不服申立てほか】その他消滅時効…312 【時効・不服申立てほか】時効の起算日…312 【時効・不服申立てほか】届出等(法第 105 条)…320 【時効・不服申立てほか】被保険者に関する調査…322 【時効・不服申立てほか】資料の提供等…324 【時効・不服申立てほか】機構(日本年金機構)への事務の委任等…330(事務の委任),340(事務の委託)
罰則 (第 111 条～第 114 条)		350～357	【時効・不服申立てほか】罰則(法第 111 条～第 114 条)…350～357

4 本書の構成について

◆第3章 給付 第1節 通則 ◆

法第15条～第25条、法附則第9条の2の4

説明項目に関する条文を掲載しているので、別途、法令集等を確認する必要はありません。
※平成 27 年 4 月 1 日現在施行法令準拠

<端数処理>

第十七条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一元未満の端数の処理については、政令¹⁾で定める。

条文中の政令や省令を示して参照しやすくしています。

1) 令第4条の3

《趣旨・概要》

条文の趣旨や概要を記載しています。

本条は、年金額の端数処理について規定しています。

《解説》

国民年金法及び関係法令の条文に沿って、できる限りわかりやすい表現で解説を付けました。

1. 第1項は、年金給付を裁定するときや年金給付の額を改定するときの端数処理について規定しています。この場合、100円未満の端数が生じたときは、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げて計算します。（100円未満四捨五入）

◇満額の老齢基礎年金の額（平成27年度の場合）

$780,900 \times 0.999$ （改定率）※＝780,119.1 50円未満の端数は切り捨て⇒780,100円

※0.999（改定率）は、マクロ経済スライドによるスライド調整率を反映させた率です。

2. 第2項は、年金給付の額を計算する過程における端数処理について規定しています。年金給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げて計算します。ただし、この端数処理を適用して計算した額と適用しないで計算した額との差額が100円を超える場合は、この1円未満の端数処理は行いません。（令第4条の3）

《参考》

通ちようや補足解説などをまとめています。

年金給付の各支払期月の支払額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとなります。

（国等の債権債務の金額の端数計算に関する法律第2条第1項）

5 主な改正事項について

本書では、直近の改正事項について、下記のページに掲載しておりますので、参照してください。

改正事項	施行日	本書の掲載ページ
遺族基礎年金の支給対象の拡大	平成 26 年 4 月 1 日	180 ページ（遺族基礎年金）
繰下げ支給の取扱いの見直し	平成 26 年 4 月 1 日	127 ページ（老齢基礎年金）
任意加入被保険者の保険料未納期間を合算対象期間に算入すること	平成 26 年 4 月 1 日	101 ページ（老齢基礎年金）
障害年金の額の改定請求に係る待期間の一部緩和	平成 26 年 4 月 1 日	163 ページ（障害基礎年金）
未支給年金の請求権者の拡大	平成 26 年 4 月 1 日	70 ページ（給付：通則）
法定免除該当者の保険料納付又は前納の可能化	平成 26 年 4 月 1 日	261 ページ（費用）
保険料免除にかかる遡及期間の見直し	平成 26 年 4 月 1 日	264 ページ（費用）
付加保険料の納付期間の延長	平成 26 年 4 月 1 日	256 ページ（費用）
学生納付特例の改善	平成 26 年 10 月 1 日	328 ページ（雑則）
延滞金の割合の軽減	平成 27 年 1 月 1 日	298 ページ（費用）